

新型コロナウイルス感染症から命と健康を守る取組みの強化

【厚生労働省医政局、健康局、医薬・生活衛生局、社会・援護局、老健局】
【総務省自治財政局準公営企業室】【法務省人権擁護局】

【提案事項】 **予算拡充**

新型コロナウイルス感染症の影響下でも医療・福祉提供体制を安定的に確保し、県民の命と健康を守るため、

- (1) **新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金**について、回復後の患者の転院を受け入れる医療機関の空床確保やクラスターが発生した医療機関・福祉施設等の職員のための宿泊施設確保など、**地域の実情に応じて柔軟に活用**できるよう用途を拡充した上で**継続して実施**すること
- (2) 新型コロナ患者の**受入れの有無にかかわらず経営が悪化**している医療機関、薬局、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所等に対し、**十分な財政支援**を行うこと
- (3) 政府として、希望するすべての国民が円滑にワクチン接種を受けられるよう、**必要なワクチン量の確保と、接種体制の整備**を図ること **新規**
- (4) コロナ禍にあって重要性を増している**オンライン診療**について、有事や医療過疎地において活用できるよう、**診療報酬を引き上げるとともに、実効性のある取組みを進める**こと
- (5) 医療関係者、感染者などがいわれのない不当な**偏見や差別・誹謗中傷を受けないための啓発**を政府としても**充実**すること

【提案の背景・現状】

- 本県では、新型コロナの感染が拡大した場合、新規患者の受入れに支障をきたすことから、**回復した患者を転院させる後方支援病院の確保**が必要である。
- 病院などの公営企業においては、新型コロナに伴う減収に対する対応として、**特別減収対策企業債の発行が認められ、その償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し、その8割に対して特別交付税措置**が講じられている。
- ワクチン接種の開始にあたり、詳細情報の提供が遅く、地方自治体ではその対応に困難を極めている。
- 診療報酬の低さなどから、オンライン診療が進んでいないと考えられる。
- 感染者が出た事業所の従業員の家族が、**濃厚接触者でないにもかかわらず、福祉施設の利用停止を求められた事例**などがあった。

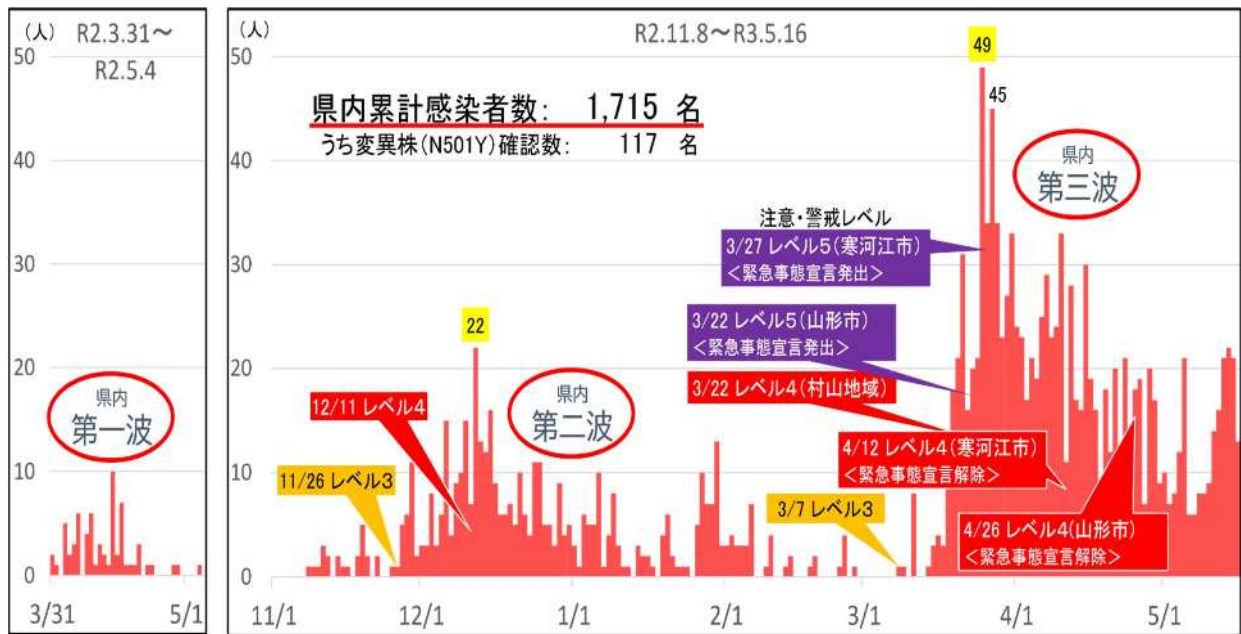
【山形県の取組み】

- 回復した患者の転院に関しては、医療機関への病床確保料、介護・福祉サービス事業所の消毒・清掃費用、衛生用品購入費等への助成を行っている。
- オンライン診療に関しては、通信機器購入費用等の助成のほか、IT弱者・交通弱者に配慮したモデル事業の実施に向けた検討を行うこととしている。
- 差別・誹謗中傷防止等については、様々な機会、媒体を活用した呼びかけを継続して実施しているほか、県民の賛同を拡げていく県民運動を展開している。

【解決すべき課題】

- コロナ禍にあっても**医療提供体制を確保**していくため、県民の健康に関わるあらゆる職種の経営が維持されるよう、**柔軟な支援を継続**していく必要がある。
- 公立病院が、特別減収対策企業債を発行する場合には、**償還利子の全額に加え、元金分を含めた特別交付税の措置**がなければ、病院経営の存続は困難である。
- 令和4年度以降にあっても、ワクチンの安定的な供給・確保はもとより、**ワクチン接種に係る実施体制や専門的相談体制の維持に要する財源を政府において確保**するとともに、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とする必要がある。
- **オンライン診療**の推進に向けて、対面診療と比較して**診療報酬が低いこと、IT機器を使いこなせない患者が存在**することなどの課題を解決する必要がある。
- **差別・誹謗中傷を行わない気運の醸成**を図るためには、自治体単位の取組みに加え、**政府による強力な継続的な取組み**が必要である。

山形県内の新型コロナウイルス感染者の状況



<確保病床占有率の状況 (最大時) >

(単位: %)

県立中央病院	山形大学附属病院	県立新庄病院	公立置賜総合病院	日本海総合病院
92.3	37.0	71.4	44.1	85.4
(令和2年12月14日)	(令和3年4月13日)	(令和3年1月13日)	(令和2年4月22日)	(令和3年5月4日)

- 感染拡大により、県立中央病院で確保病床占有率が一時90%を超えるなど病床がひっ迫。

山形県担当部署： 健康福祉部 医療政策課 TEL：023-630-3133
 新型コロナウイルスワクチン接種総合企画課 TEL：023-630-3322
 地域福祉推進課 TEL：023-630-2274
 高齢者支援課 TEL：023-630-2100
 障がい福祉課 TEL：023-630-2270
 病院事業局 県立病院課 TEL：023-630-2119

医師偏在の是正や自治体病院への経営支援強化等 ～地域住民が安心して暮らせる医療提供体制の構築～

【総務省自治財政局準公営企業室】

【厚生労働省医政局総務課、地域医療計画課、医事課 保険局医療課】

【提案事項】 **制度拡充** **予算拡充**

新型コロナの感染拡大により、地域における医療提供体制の確保の重要性が改めて認識された。人口減少・高齢社会の急速な進展や今後の新たな感染症の脅威にも対応できるよう、持続可能な病院経営を確立する必要があることから、

- (1) 医師の**都市部への偏在を是正**し、地域で医師が定着するためのより実効性のある対策を講じること
- (2) 都道府県が実施する医療従事者の確保に係る事業に対し、地域医療介護総合確保基金等の**財政措置の拡充**及び**柔軟な運用**を行うこと
- (3) 自治体病院の実態に即した**地方財政措置の更なる拡充**を行うこと
- (4) 医療機関に**消費税相当額の持ち出し**が生じている場合は、**速やかに対応**すること

【提案の背景・現状】

- 平成 30 年度から開始された**新専門医制度**については、専攻医の募集にあたり都市部に対する**シーリング措置**がなされているものの、同時に激変緩和措置が取られていることから、**都道府県格差を是正するには不十分**である。
- 厚生労働省が示した医師偏在指標によれば、本県は全国順位で下位 3 分の 1 にあたる医師少数県となっており、医師少数県脱却のためには令和 5 年度までに県全体でさらに 80 名の医師確保が必要である。
- 都道府県は地域医療介護総合確保基金を活用して医療従事者の不足解消に向けた施策を展開しているが、地域の実態を反映できる運用方針となっていない。
- 自治体病院を運営する地方自治体は、地域医療体制を維持・確保するため**交付税措置を大幅に超える多額の繰出**を余儀なくされている。
- 本県の県立病院では、診療報酬により措置されている額を超えて消費税を負担しており、**病院経営が圧迫**されている。

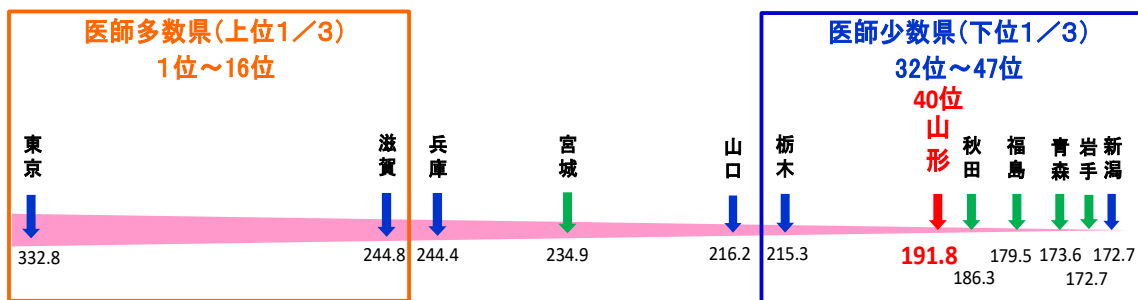
【山形県の取組み】

- 平成 30 年 7 月の医療法改正を受け、本県では地域医療対策協議会を設置し、厚生労働省が示した医師偏在指標に基づき、医師確保計画を策定している。
- 医師少数県からの脱却に向け、自治医科大学の運営への参画や医師修学資金の貸与、さらに、臨床研修医の確保に向けた研修病院ガイダンスの開催等に取り組んでいる。
- また、医師少数県の知事で構成する「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会（岩手県・新潟県・山形県他 9 県）」に参画し、同じ課題を共有する県とともに、政府に対して医師確保・偏在是正に向けた政策提言を行っている。

【解決すべき課題】

- 医師確保計画に基づく医師確保対策をより実効的に進めるためには、臨床研修制度及び新専門医制度の見直し、医師少数県への更なる配慮が必要である。
- 医療従事者の確保・定着に向け、地域医療介護総合確保基金については、医師修学資金制度等をそれぞれの地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とする必要がある。
- 地域の医療提供体制を維持・確保するためには、自治体病院の実態に即した財政支援が必要である。
- 医療機関で消費税相当額の持ち出しがないか、引き続き検証する必要がある。

<医師偏在指標（三次医療圏）>



<医師偏在指標（二次医療圏）>

